

島交企乙第1272号
島交指乙第249号
島交規乙第274号
島免乙第44号
令和5年4月19日

関係所属長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について（通達）
これまで、遠隔型自動運転システムの公道実証実験及び特別装置自動車の公道実証実験（以下「遠隔型自動運転システムの公道実証実験等」という。）については、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について（令和2年9月30日付け島交企乙第1927号ほか本部長通達。以下「旧通達」という。）により取り扱うこととしていたが、令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）により特定自動運行に係る許可制度が本年4月1日から施行され、特定自動運行実施者が、特定自動運行が終了した後、当該特定自動運行の経路において、遠隔型自動運転システム又は特別装置自動車の特別な装置を使用して当該特定自動運行用自動車を走行させることが予想される。

また、今後、高速自動車国道等におけるSAEレベル4の自動運転の実現に向けて、高速自動車国道等における遠隔型自動運転システムの公道実証実験が実施されることも予想される。

上記の諸情勢を勘案し、旧通達別添「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」が別添のとおり改訂されたが、その内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 内容

(1) 公道実証実験中である旨の表示について（別添「1(3)ア(イ)」）

改正法及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号）により、特定自動運行中である旨の表示は、「自動運行中」の文字を表示する装置を特定自動運行用自動車の前方及び後方から見やすい位置に取り付け、作動させる方法により行うものとされたことに鑑み、公道実証実験中である旨の表示も実験車両の同様の位置にすることとされた。ただし、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車を、危険を防止するため又は特定自動運行の使用条件を満たす状態に戻すため必要な限度において短い距離を移動させる場合は、公道実証実験中である旨の表示は省略しても差し支えないこ

ととされた。

- (2) 保安要員が実験車両の運転者席に乗車する場合の審査の基準について(別添「1(3)イ(エ)、(オ)及び(カ)」)

保安要員が実験車両の運転者席に乗車する場合について、遠隔監視・操作者と当該保安要員の役割を明確化し、実施計画に当該役割を明示するとともに、それぞれに当該役割を認識させていること等審査の基準が明確化された。

- (3) 高速自動車国道等において遠隔型自動運転システムの公道実証実験を行う場合の審査の基準について(別添「1(7)」)

高速自動車国道等において、遠隔型自動運転システムの公道実証実験を実施する場合について、警察庁が示すガイドラインに従った実証実験により、当該実施場所において、当該実験車両を用いて安全に自律走行させることができることが確認されていること、保安要員を実験車両又は実験車両の直前若しくは直後を走行する誘導車両に常に乗車させる実施計画であること等審査の基準が明確化された。

- (4) 公道実証実験に必要な審査の合理化について(別添「2、3(1)ウ及び3(2)」)

ア 特定自動運行が終了した後、特定自動運行用自動車を遠隔型自動運転システム又は特別装置自動車の特別な装置を使用して当該特定自動運行の経路で走行させる場合は、公道審査を省略しても差し支えないこととされた。

イ これまでの走行実績の積み重ねに鑑み、公道実証実験に必要な各種審査手続が合理化された。

- (5) その他

許可に係る指導事項を追加するなど、所要の改訂が行われた。

2 留意事項

- (1) 特定自動運行が終了した後に、特定自動運行用自動車の運転を行う場合において、当該運転が、遠隔型自動運転システムを用いて自動車を走行させ、又は特別装置自動車を走行させる態様により行われるものであるなど、一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為に該当するときは、特定自動運行の許可に加え、道路使用許可が必要となることに留意すること。

- (2) 許可に係る審査を行うに当たって、疑義が生じた場合又は本基準によらずに許可を行おうとする場合は、国土交通省、道路管理者、専門的知見を有する者等の協力を求めるべき場合もあり得ることから、速やかに交通部交通規制課に相談すること。

別添 〔略〕